

給 与 規 程

社会福祉法人大樹福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹福社会従業員就業規則（以下「規則」という。）に基づき、従業員の給与および退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本給

勤続給、能力給

(2) 諸手当

通勤手当、職務手当、時間外勤務手当、扶養手当、資格手当、その他

(3) 賞与

(給料表)

第3条 従業員に適用する給料表は、別表第1のとおりとする。

(初任給等)

第4条 新たに従業員となった者の基本給、能力給については、新たに従業員となった者の経験年数、資格取得等を考慮し、「評価レベルシート」及び給料表に基づき理事長が仮の評価等級を決定する。

2 入社時の勤続給については、原則160,000円とする。

(昇給・降給)

第5条 給与査定は、人物、能力、勤務成績等を勘案して毎年1回行い、昇給または降給させることができる。

2 昇給にあたっては、「評価レベルシート」及び勤務評定表により各職員の評価を実施し、その結果に基づき給与の改定を実施する。

3 査定後の実施は、原則として、4月1日とする。

4 第1項から第2項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 評価の結果または経営状況の悪化、社会経済情勢等の変化等により、昇給を行わない場合がある。

(昇格)

第6条 昇格は、原則「評価レベルシート」に定める要件を満たしたものについて理事長の承認を得たうえで実施する。

2 理事長は、第1項以外の場合であっても、特に良好な勤務成績で勤務した従業員について、昇格させることができる。

(給料の支給)

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、給料は、基本給についてはその月額を当月末日に、時間外勤務手当についてはその月額を翌月末日に支給する。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休

日，以下同じ。) または土，日曜日にあたるときは，その日以前におけるその日に最も近い平日とする。

- 2 新たに従業員となった者には，その日から給料を支給し，昇給，降給等により給料額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 従業員が退職したときは，その日までの給料を支給する。
- 4 従業員が死亡したときは，その日までの給料を支給する。
- 5 従業員が賃金計算の途中で採用され，または退職，死亡した場合は，その給料はその給与期間の現日数から勤務しない日数を差し引いた日割りにより計算する。

(給与の支払方法)

第8条 給与は金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，次に掲げるものは給与から控除するものとする。
 - (1) 所得税，市町村民税，健康保険料の被保険者負担分等法令で定められたもの
 - (2) 従業員の過半数を代表する者と書面によって控除することを協定したもの

(基本給)

第9条 基本給は，勤続給と能力給の合計額を支給するものとする。

- 2 勤続給は，入職後の勤続年数を基準に，給料表に定める金額を支給する。
- 3 能力給は，「評価レベルシート」に定める基準と毎年の勤務評定により，各職員ごとの評価等級を決定し，給料表に定める金額を支給する。

(調整給)

第9条の2 新給与体系を実施するに際し，新給与体系に基づく基本給が旧制度における支給額との間に差が生じる場合，その差額分として調整給を支給する。

- 2 調整給は，新給与体系実施後の一定期間についてのみ支給する。ただし経営状況の悪化や社会経済情勢等の変化により，支給を停止する場合がある。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は，扶養親族1人につき下記のとおりとする。

- 2 扶養親族とは，同一の世帯で次の各号の一に該当するものであって主として従業員の扶養を受けていて，健康保険の扶養家族に該当する者をいう。
 - (1) 配偶者（内縁関係を含む。）
 - (2) 満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 3 扶養手当の月額は，前項第1号に該当する扶養親族については5,000円，同項第2号に掲げる扶養親族のうち，2人までについてはそれぞれ3,000円とする。
- 4 新たに従業員となった者に扶養親族がある場合または従業員の扶養親族に変動があった場合においては，その従業員は，その旨を直ちに法人に届け出なければならない。
- 5 扶養手当の支給は，新たに従業員となった者に扶養親族がある場合においては，その者が従業員となった日，扶養親族がない従業員に新たに扶養親族としての要件を具備す

るに至った者がある場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている従業員が退職または死亡した場合においては、それぞれの者が退職または死亡した日、扶養手当を受けている従業員の扶養親族が扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

（通勤手当）

第11条 通勤手当の支給額は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|------------------|----------|
| (1) | 3 k m未満 | 月額2,000円 |
| (2) | 3 k m以上10 k m未満 | 月額3,000円 |
| (3) | 10 k m以上20 k m未満 | 月額5,000円 |
| (4) | 20 k m以上 | 月額7,000円 |

（職務手当）

第12条 職務手当は、職の特殊性に基づき専従の場合のみ支給する。

2 前項の手当の月額は、次の区分による。

- | | | |
|-----|---------------|-----------|
| (1) | 管理者 | 月額50,000円 |
| (2) | 副管理者 | 月額30,000円 |
| (3) | 主任 | 月額7,000円 |
| (4) | 副主任 | 月額3,000円 |
| (5) | 事務長 | 月額20,000円 |
| (6) | サービス管理責任者(専従) | 月額21,000円 |
| (6) | サービス管理責任者(兼務) | 月額15,000円 |

3 前項の(1)～(6)のうち、複数に該当する従業員については、最も金額が高い職務についてのみ支給する。なお、本条文は、従業員本人自身の判断で前項の手当を減額する自由を妨げない。

（資格手当）

第13条 資格手当は、第2項に定める資格を取得してかつ実際に業務に使用している場合についてのみ支給する。

2 前項の手当の月額は、次の区分による。

- | | | |
|-----|---------------|----------|
| (1) | 社会福祉士・精神保健福祉士 | 月額5,000円 |
| (2) | 介護福祉士 | 月額3,000円 |
| (3) | 調理師 | 月額3,000円 |

3 前項の(1)～(3)のうち、複数の資格を所有している従業員については、最も金額が高い資格についてのみ支給する。

（時間外勤務手当・休日勤務手当）

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた従業員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

2 就業規則第29条に定める休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた従業員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の160）を休日勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算定）

第15条 勤務1時間当たりの給与額は次のとおりとする。

（基本給+能力給+職務手当+資格手当）

1時間当たりの給与額＝ _____

173

（賞与）

第16条 賞与は、基本賞与と能力賞与を合わせた金額とする。

2 基本賞与は業績や処遇改善加算の金額等を基にその都度法人が決定し、全従業員一律の金額とする。また能力賞与は、能力給の金額を基準額として、これに評価対象期間中における勤務状況に応じて法人が決定した支給割合を乗じて算出した金額とする。

3 賞与は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）において、それぞれに在職6ヵ月以上の従業員に対して、6月末日および12月末日に在籍している従業員に対してその月の給与と一緒に支給する。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日、以下同じ。）または土、日曜日にあたるときは、その日以前におけるその日にもっとも近い平日とする。

4 賞与は法人の経営状況の悪化等により、支給しない場合がある。

（退職金）

第17条 従業員の退職金については、香川県中小企業退職共済会の規定による。なお、長期10年以上勤務の従業員が退職する場合は、前記共済会の規定による支給以外に、理事長の判断で慰労給付金が支給できるものとする。慰労給付金額については、経営状態等を考慮してその都度判断する。

（給与の減額）

第18条 従業員が勤務しないときは、その勤務しないことについて理事長の承認があった場合を除く外、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（休職者の給与）

第19条 休職期間中の給与は支給しない。

(端数の処理)

第20条 この規程の定めるところによる給与計算において50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、1円に切り上げて計算する。

(特定処遇改善加算)

第21条 福祉・介護職員等特定処遇改善事業の規定に基づいて支給対象職及び支給額の配分等を決定し、年3回、当助成金の対象期間のみ支給する。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。